

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年11月11日

携帯電話等中継基地局の設置に係る対応について

資 料

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 陳情（令和4年5月23日）以降の経過 ----- | 1 |
| 2 | 町の対応 ----- | 2～3 |
| 3 | 電気通信事業者への要請文の発出等 ----- | 3 |
| | （参考資料）携帯電話中継基地局の設置に関する要請内容比較一覧表----- | 4 |

政 策 課

携帯電話等中継基地局の設置に係る対応について

1 陳情（令和4年5月23日）以降の経過

年 月 日	項 目	概 要
令和4年5月23日	陳情	陳情項目は、基地局周辺住民から健康被害の訴えがあった場合は、健康被害の聞き取り調査等、町ができる対策を取っていただくこと。
令和4年6月6日	総務建設常任委員会	陳情審議 ⇒ 採択
令和4年6月9日	6月議会 一般質問 ●電磁波過敏症で苦しんでいる町民にどう手を差し伸べることができるか	(町答弁要旨) 町では電磁波に関する専門的知見や、対応のノウハウを有していない。相談があった場合は、所管の総務省の窓口を案内している。 電磁波に関する様々な問題については、県や他市町村とも情報交換に努め、対応について考えていく。
令和4年7月26日	総務建設常任委員会 ●携帯電話中継基地局の設置に関する手続き等について	(常任委員会の結論) ・スピード感を持って要請文を出してもらうこと。 ・今後に渡って、設置に関する以外の広い範囲の中で、条例化も含めて前向きに検討してもらいたい。 ・できることを考えてもらいたい。
令和4年8月26日	陳情者と面談	令和4年5月23日付けの陳情者2人と町長、町の保健師等が面談
令和4年9月9日	9月議会 一般質問 ●電磁波過敏症で苦しんでいる町民にどう手を差し伸べることができるか	(町答弁要旨) 他自治体が発出した要請書の事例を整理し、また電気通信事業者との話し合い等を行った上で、年内に必要な要請を行っていく。

2 町の対応

これまでの経過を踏まえ、携帯電話等中継基地局の設置に関し、電気通信事業者に対し、要請文を発出するとともに、町の相談体制として各所管課が連携を図り対応に努めていきます。

(1) 電気通信事業者に発出する要請内容

【周辺住民への対応】

- ① 携帯電話基地局を新設又は改造（以下「設置等」という。）する場合は、周辺住民等（注）に対し、以下の点について周知し及び説明するなど適切な対応を講じること。
 - ・ 設置等計画及び工事の内容に関すること。
 - ・ 当該基地局から発信される電磁波の情報や健康への影響に関すること。
 - ・ 当該基地局に起因する健康の不安又は健康への影響の疑いが発生した場合の対応に関すること。
 - ・ 学校や児童が入・通所する施設の場合には、当該施設の管理者の意向尊重に努めること。
- ② 設置後についても周辺住民等から携帯電話基地局に起因する健康不安又は周辺環境への影響等に関する訴えがあった場合の当該周辺住民等の要望に応じ誠実な対応に努めること。

（注）アンテナを中心に地上からアンテナの先端までの高さの2倍の距離を半径とする円の範囲内に居住し又は施設を有する住民及び事業者、団体、施設管理者（「周辺住民等」という。）を目安とする。また、その範囲を超える住民等からの相談等へも誠実な対応に努めること。

【町（行政）への報告等】

- ① 携帯電話基地局の設置等を行う場合の報告
 - ・ 当該基地局の所在地及び設置場所
 - ・ 設置されるアンテナの通信方式及び地上からの高さ等
 - ・ 周辺住民等に対する説明や周知内容及び対象範囲
 - ・ 設置事業者及び代理人の連絡先
- ② 町民等からの問い合わせや相談等があった際の情報共有化（当該町民の了解を得た場合に限る。）

◎要請を行う電気通信事業者（6社）

- ・株式会社NTTドコモ
- ・株式会社KDDI
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社
- ・UQコミュニケーションズ株式会社
- ・Wireless City Planning株式会社

(2) 要請文以外の町の対応

- ・町民から電磁波の影響が疑われる健康相談に対し、保健師等の専門職で対応するとともに、電気通信事業者との情報共有及び情報収集・蓄積に努める。
- ・携帯電話等中継基地局の設置や、当該施設からの電磁波等の影響による各種町民からの相談、及び訴えがあった場合、町の各所管課が情報共有を図り連携して対応する。

3 電気通信事業者への要請文の発出等

電気通信事業者への要請に係る趣旨説明・意見交換



要請文の発出（令和4年11月末予定）

携帯電話中継基地局の設置に関する要請内容比較一覧表

自治体		東京都多摩市				東京都調布市		千葉県野田市		鎌倉市条例（参考）	小林市条例（参考）	備 考		
事務所管課		環境部 環境政策課				都市整備部 都市計画課		環境部 環境保全課		共生共創部 地域共生課	市民生活部 生活環境課			
要請発出日		平成27年1月14日（1回目）		令和4年1月11日（2回目）		令和2年3月24日		令和3年3月9日		平成22年4月1日施行	平成27年4月1日施行			
要 請 内 容	【周辺住民への事前説明内容】													
	①説明範囲	定めなし	地上からアンテナ先端までの高さの2倍		アンテナ高さと同じ水平距離又は10mのいずれか広い方		定めなし	基地局の地上からの高さの2倍		基地局の地上からの高さの2倍		※定めなしの場合、各事業者の基準により、市への報告事項にて周知範囲を申告させている。		
	・居住者（店舗等含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項		
	・隣接土地所有者	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	※ほぼ条例のみの位置づけとなっている。 ※隣接土地所有者について、調布市のみ記載あり		
	・隣接建物所有者	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○			
	・属する地縁団体	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○			
	・説明範囲内の学校、児童福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○			
	②設置計画及び工事内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項		
	③基地局から発信する電波に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	※共通項（要請文のみ）		
	④設備変更の際の説明	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	※多摩市のみ記載あり		
	⑤周辺住民からの①～④以外の説明要望への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項		
	⑥説明範囲外の住民からの説明要望への対応	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	※調布市のみ記載あり		
	【市への事前報告】													
	①設置場所（住所・敷地内の位置）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項	
	②アンテナの通信方式等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項	
	③地上からの高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※共通項	
	④周辺住民への周知内容	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	※調布市のみ記載なし	
⑤周知の実施範囲	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○			
⑥事業者及び代理人の連絡先	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○			
⑦年1回の設置総数の報告	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※業務上の守秘義務に該当する事項のため、事業者より対応不可の回答があったとのこと。		
そ の 他 聞 取 り 事 項	携帯電話事業者との「事前協議の有無」 ・ 「要請文の発送」	携帯電話事業者	協議	発送	協議	発送	協議	発送	協議	発送	/	/		
		・(株)NTTドコモ	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・KDDI(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・ソフトバンク(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・ワイモバイル(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・UQコミュニケーションズ(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・Wireless City Planning(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○
		・楽天モバイル(株)	○	○	×	○	○	○	○	○				○